

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和4年5月26日

世田谷区

1. 業務概要

- (1) 件名 標準化法に基づく世田谷区国民健康保険業務標準準拠システムへの移行のための事前準備作業委託
- (2) 業務内容 現行の国民健康保険システム(滞納機能を含む。)と現行の「市町村事務処理標準システム」及び「国民健康保険システム標準仕様書」とのフィットアンドギャップ分析
- (3) 履行期間 令和4年8月～令和5年3月(予定)

2. 参加資格

参加表明書の提出日において次の(1)～(8)に掲げる要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から指名停止又は入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 過去5年間で以下の業務実績を有していること。

参加者は東京都23区の自治体又は人口50万人以上の大規模自治体において、基幹業務システム(地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)第2条第1項に規定する「標準化対象事務」に関するシステムをいう。)の設計・構築又は再構築のためのフィットアンドギャップ分析業務(受託内容の一部として行った場合を含む。)を、受託した実績を有していること。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」又は国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得していること。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず参加資格の確認のみ行う。ただし、参加表明が多数あった場合には、提出された受託実績確認書及び証明書類に基づき、別に定める審査基準(受託実績)により採点し、提案書の提出者を3者程度に、絞り込み、全参加表明者に提案書提出者決定通知を電子メールで送付する。

4. 提案書の評価基準

提出された提案書については、審査基準に基づき、下記(1)～(5)の基準により審査する。

- (1) 業務実施体制(業務担当者配置体制及びスケジュールの妥当性、事業者及び業務担当者の実績・経歴等)
- (2) 業務実施方針(業務の理解度、実施手法及び検討手法の具体性、的確性等)
- (3) 追加提案(当該事業者のみが実現できる付加価値)
- (4) 納品予定物件のサンプル内容(項目、具体性、分かりやすさ等)
- (5) 見積経費の妥当性

5. 手続き等

(1) 担当所管課

世田谷区保健福祉政策部 国保・年金課 事務改善 担当:白木
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区役所第2庁舎2階26番窓口
連絡先 TEL:03-5432-2364(直通) FAX:03-5432-3038

(2) 説明書の交付期間及び方法

① 交付期間

令和4年5月26日(木)～令和4年6月7日(火)

※土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

② 交付方法

上記「(1).担当所管課」窓口での配布及び国保・年金課ホームページからダウンロード

(3) 参加表明書の提出

① 提出期限:令和4年6月7日(火) 午後5時まで(必着)

② 提出方法:上記「(1)担当所管課」に記載の宛先へ書留郵便で提出(必着)もしくは、窓口へ持参 ※土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(4) 提案書の提出

① 提出期限:令和4年7月4日(月) 午後5時まで(必着)

② 提出方法:上記「(1)担当所管課」に書留郵便で提出(必着)もしくは、窓口へ持参 ※土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

※PDF形式で保存した提案書を電子メールにおいても提出すること。(電子メールアドレスは別途通知)

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 「5.(1)担当所管課」に同じ
- (6) 費用負担
参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる事業者の費用については、区では一切負担しない。
- (7) 提出物の取り扱い
本選定の過程において業者から提出された資料等については返却しない。
- (8) 透明性、公平性の確保
透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)については、世田谷区情報公開条例(平成13年3月13日、世田谷区条例第6号)の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (9) 契約
事業者選定後、区と選定者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。
- (10) 関係条例 世田谷区公契約条例の規定を遵守する。
- (11) 労働報酬下限額
区との契約では単年度で予定価格 2000 万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。
- (12) 事業詳細
詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



**工事請負契約の
技能労働者の場合**

東京都の公共工事設計労務単価の
職種ごとの単価の85%相当額
(各職種の金額は裏面をご覧ください。)

**工事以外の契約の
労働者の場合**

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり 1,170円

労働報酬下限額とは・・・

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。

労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件^(※)の業務に従事する方が対象です。

一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは・・・

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、
世田谷区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/004/d00135058.html>

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,625円	潜かん世話役	3,804円	型わく工	2,795円
普通作業員	2,295円	さく岩工	3,284円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,124円	左官	2,944円
造園工	2,295円	トンネル作業員	2,635円	配管工	2,497円
法面工	2,880円	トンネル世話役	3,570円	はつり工	2,667円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,177円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,039円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,783円	サッシ工	2,731円
電工	2,731円	土木一般世話役	2,710円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,933円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,731円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,561円	ダクト工	2,434円
塗装工	3,103円	潜水士	4,399円	保温工	2,412円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,103円	設備機械工	2,444円
運転手(特殊)	2,614円	潜水送気員	3,029円	交通誘導員A	1,658円
運転手(一般)	2,157円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,477円
潜かん工	3,230円	軌道工	4,962円	上記以外の職種	1,170円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和3年12月20日告示によるものです。なお、工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額については、算定基礎となる国土交通省が定める公共工事設計労務単価が改定（例年2月に改定）された際には、あらかじめ改定額の告示を行います。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約（同労働報酬下限額の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。